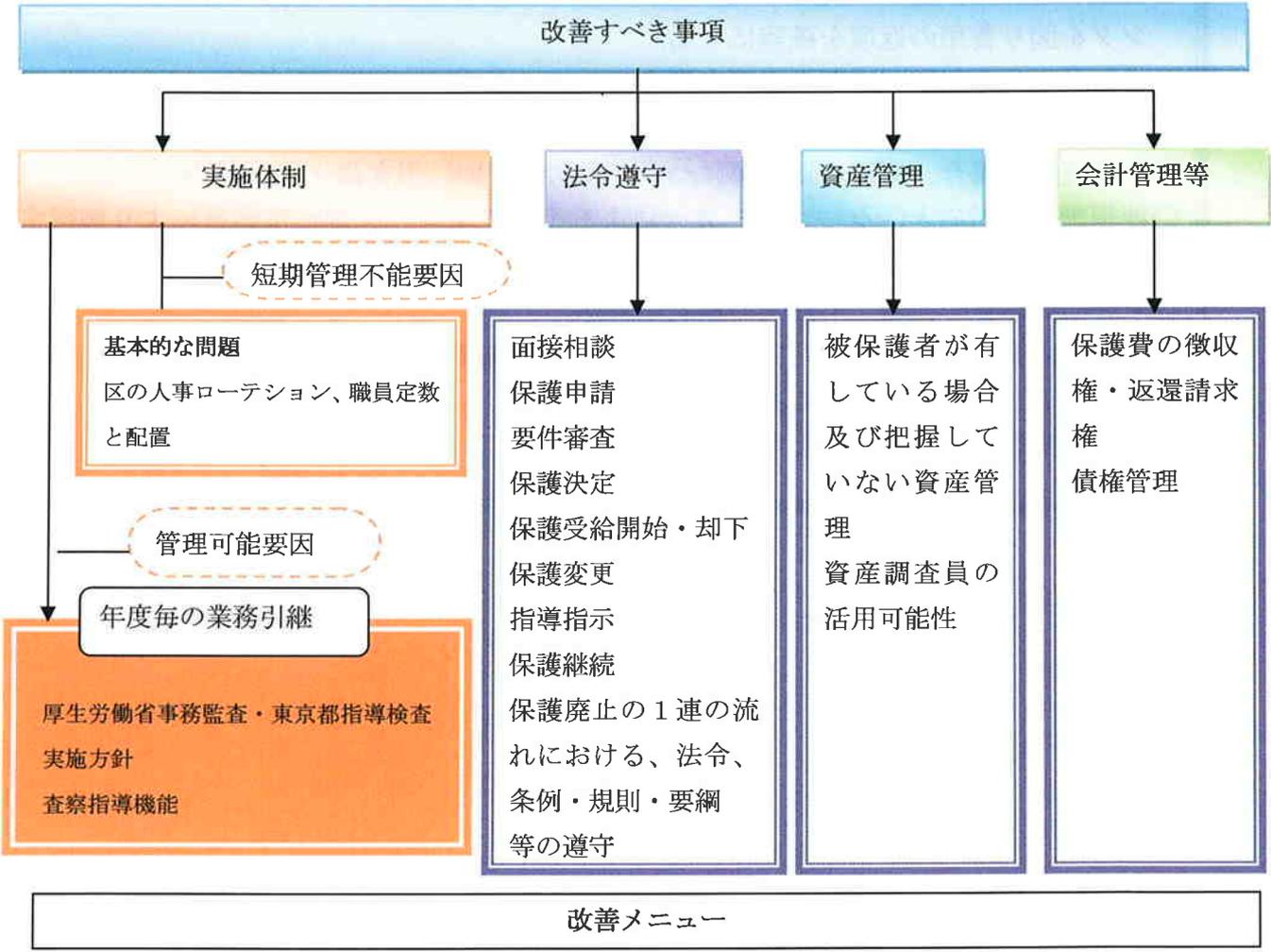


【全体概要】

生活保護業務

目標：組織として成果（適正な執行・被保護者の自立支援・業務効率化）をあげること



必要条件：4 生活福祉課の業務水準の業務レベルの向上

計画 ⇒ 実行 ⇒ チェック ⇒ フィードバック

- 保護申請時、開始時点において保護のしおり等で法63条についての説明を徹底する。
- 資産及び他法他施策の活用が開始時点で明確の場合、資力化する前にあらかじめ返還義務について説明し、事前に報告することを指導する。可能な限り文書により通知する。
- 開始時等の関係先調査（年金等他法・他施策の受給資格含む）を充実させる。
- 59歳以上の年金受給権を調査する。
- 相続などの情報は早い段階で申告するよう指導する。
- 保護受給中は借金できない旨をよく説明しておく。
- 資産台帳の整備を図る。

- ケース記録に、資力化する資産の種類、予定金額、予定時期等を掲載する。
- 無収入・収入申告書の重要性を折に触れ説明し、徴取（無収入申告書は少なくとも年1回以上徴取する）の徹底を図る。
- 資金化されて入金が予定される時期については、被保護者と密接に連絡をとり、タイミングを図り費用の返還を確実にする。
- 担当者交代の引継ぎ事項を着実にを行う。
- 一括返済が不能の場合、返還計画を徴し、分割しての返還金を確実に返還させる。
- 保護廃止の場合、債務、返還等について説明を行い、引き続き債権管理を行う。
- 課税調査の徹底と、ケースワーカーによるそのフォローを査察指導員により確認する。
- 課税調査でも収入額が申告されている収入額と少しの差でも内容を調査する。
- 家庭訪問調査の充実。不在時の適正な対応。
- 稼働年齢層（就労可能者）に対して就労指導の推進を図る。
- ボトムアップによる規程の見直しを行う。
- 契約を実態に応じて見直しを行う。